

地 区 総 計 表

2 地区総計表

県営石垣市米節東地区

区 分	用 途	従 前 の 土 地			換 地 又 は 換 地 処 分 後 の 土 地			Σ S —— × 100 Σ O	195694.74 —— × 100 206083.00 = 94.9591863472
		筆 数	面 積 (㎡)	評 価 額 (円)	筆 数	面 積 (㎡)	評 価 額 (円)		
1 各筆換地等明細書1の (1)に掲げた土地	田	100	136554	54621600	55	113026	48601180		
	畑	32	38082	15232800	40	8266874	35547558		
	山 林	5	11864	4745600					
	原 野	11	19134	7653600					
	道 路	1	449	179600					
(ア) — 区より換地									清 算 金 等
								評 価 方 式	標準地よりの減点方式
								清 算 方 式	比例地積清算方式(従前地地積比例)
									1㎡当り 7.231736727円
Σ O	小 計	149	206083	82433200	95	19569474	84148738		
(特定用途用地) (異種目換地)								徴 収 総 額	35,253,540円
(一般不換地)		45	79219	31687600				支 払 総 額	35,253,540円
(特に減じた地積)								差 引	0円
(創設換地見合の不換地)								そ の 他	1 創設換地の徴収金の支払区分 徴収金総額 31,462,400円 / 支払区分 ①特に減じられた地積に相当する土地及び換地を 定めない土地の所有者 31,687,600円 / ②支払清算金充当 0 円
(イ) — (創設換地に見合する 区の不換地)									
(区の創設換 地に見合する不換地)									
(区へ換地)									
計 (ア) + (イ) を除く		194	285302	114120800	95	19569474	84148738		
2 各筆換地等明細書の2 (1) 法第53条の3第1項 又は法第53条の3の 2第1項の規定により 定められた土地	道 路				45	32632	10831423	徴 収 又 は 支 払 の 方 法 ・ 時 期	2 換地事務費充当 0 円
	水 路				19	7080	2350039		
	雑種地				70	5507527	18280938		
	小 計				134	9478727	31462400		
(2) 法第54条の2第6項 及び第7項の規定によ る土地	道 路	4	2725		8	2885		1. 土地改良法第89条の2第11項の規定により関係 権利者に代えて土地改良区との間で上記記載の清算 金の額に相当する金銭の支払、徴収を行う。 (1) 支払及び徴収の時期、方法 換地処分公告の日の翌日から沖縄県知事が指 定する日まで一括して支払又は徴収する。 2. 土地改良区は、土地改良法第89条の2第12項及 び第13項の規定により関係権利者を対象に清算金 の徴収、支払を行う。 (1) 支払又は徴収の場所 石垣島土地改良区 (2) 支払又は徴収の時期、方法 換地処分公告の日の翌日から土地改良区が定 めた日まで一括して徴収し又は支払う。	
	水 路	43	2449112		7	19181			
	小 計	47	2721612		15	22066			
計		47	2721612		149	11685327	31462400		
合計 (1+2)		241	31251812	114120800	244	31254801	115611138		